

CIOF パートナーズ規則

第1条（目的）

CIOF パートナーズ（以下、本会という）は、企業間オープン連携フレームワーク（CIOF）を活用し、一般社団法人インダストリアル・バリューチェーン・イニシアティブ（以下、IVI という）が提唱する「つながるものづくり」に関する技術（以下、IVI ソリューションという）を社会実装するための活動を推進することを目的とする。

第2条（組織）

本会は、IVI のソリューション事業を推進する組織として位置付け、CIOF パートナーズ運営委員会によって運営される。本会の代表は、IVI 理事長が兼務する。

第3条（構成員）

本会の構成員である CIOF パートナーは、本会の目的に賛同した企業または団体であり、IVI のソリューション事業について、運営面および資金面の支援を行う。

第4条（運営委員会）

CIOF パートナーズ運営委員会は、パートナーズ年会費の口数に応じた投票権に基づき以下について定める

- 1) 運営委員長の選任および解任
- 2) タスクフォースの設置および解散
- 3) IVI ソリューションに関する仕様の勧告
- 4) 勧告した仕様にもとづいた IVI ソリューションの認定

第5条（活動内容）

本会は、以下の活動を行う。

- 1) IVI ソリューションの国際化に向けた仕様の策定
- 2) IVI ソリューションの展開における実装技術の認定
- 3) IVI ソリューションの運営および保守
- 4) IVI ソリューションの普及促進のためのプロモーション
- 5) その他、上記に関連する活動

第6条（権利）

CIOF パートナーは、以下の権利を有する。

- 1) IVI ソリューションに関するタスクフォースへの参加

- 2) IVI ソリューションに関する仕様策定プロセスへの参加
- 3) IVI が保有する IVI ソリューションの技術情報へのアクセス
- 4) IVI が保有する IVI ソリューションの利用ライセンスの優先適用
- 5) IVI が保有する IVI ソリューションの技術データベースの利用

第7条（会費）

CIOF パートナーは、以下の表で定める CIOF パートナーズ年会費を1口以上支払わなければならない。ただし CIOF パートナーズ年会費は、当該年度の IVI の年会費の額を最大として免除される。

費目名	会費	単位
CIOF パートナーズ年会費	50 万円	口／年

第8条（入会および退会）

CIOF パートナーとなる企業または団体は、本会指定の入会申込書を IVI 事務局に提出し、7条で定める年会費を支払う。本会を退会する場合は、退会日の1か月以上前に退会届を提出する。期間の途中退会の場合であっても年単位の会費は返金しない。

第9条（秘密情報）

CIOF パートナーは、CIOF に関する技術情報およびサポート関連を、別途定める秘密保持規定にもとづき管理しなければならない。本会を退会した後も退会日から3年間はこの規定は有効とする。

第10条（会計）

本会は4月から翌年3月末までを会計年度とする。本会の会計は IVI ソリューション事業として、IVI の事業会計の一部として行い、CIOF パートナーに報告する。会計監査は、IVI 監事が行う。

第11条（設置および解散）

本会の設置は IVI 理事会の決議を経て行う。また、本会の解散は、IVI 理事会の決議による。設置後の3年ごとに、第三者の意見を踏まえ IVI 理事会にて本会継続の承認を得なければならない。

付則：本会の設置は2022年4月1日とする。

- 2 この改定は2025年6月12日から施行する。

以上